

平成28年 2月25日  
在エチオピア日本国大使館

### マイナンバー制度（非居住者が行う国外送金手続きについて）

先般、インターネット上に、「海外在留邦人はマイナンバーの付与の対象となっていないため、外国から日本の口座に送金しようとしても日本の銀行側で拒否される」との噂が流れましたが、日本国内の預貯金口座宛に、日本国外から送金が行われた場合、送金者及び受領者が非居住者であることによりマイナンバーを有しない場合、マイナンバーがないことのみを理由として、金融機関が送金または送金された金銭の払出しを拒否することはありません。

ただし、非居住者であることは、金融機関に対して正式に届出を行っていただいている必要があります。

マイナンバー制度に関する情報は、下記のURLに掲載されています。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

内閣府 マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）